

最高裁秘書第458号

令和6年3月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年2月22日に答申（令和5年度（最情）答申第14号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和5年度（最情）諮問第8号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和5年8月7日（令和5年度（最情）諮詢第8号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（最情）答申第14号）

件名：重大少年事件の記録が永久保存されず廃棄されていた問題に関する特定年
月日に実施した記者会見に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

平成9年の神戸連續児童殺傷事件などの重大少年事件の記録が永久保存され
ず廃棄されていた問題について令和5年5月25日に実施した記者会見に關す
る文書（例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社
の代表質問、想定問答及び記者会見終了後に作成された文書を含むが、これに
限らない。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高
裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした
判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が令和5年6月29日付で原判断を行ったところ、取扱
要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める
諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

記者会見から5日しか経過していない時点で本件対象文書が本当に廃棄済み
であったかどうかが不明であるから、この点を改めて確かめもらうために苦
情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 司法行政文書のうち、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保
存期間を1年以上とする必要のないものについては、通達上、司法行政文書の

整理を行う必要がなく、当該文書については、短期保有文書として、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている。

- 2 本件開示申出文書に該当する可能性がある文書としては、①記者会見の日時・場所等を記載した文書、②取材の集合時間・注意事項等を記載した文書、③記者会見における想定問答、④配布資料があった。

①、②及び④の文書は、いずれも報道機関に配布することでその目的を果たすことから、報道機関に配布するための部数しか作成しておらず、報道機関等から問合せがあった際に確認するための控えについても、記者会見終了以降、事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要がないため、短期保有文書として隨時廃棄しており、すでに廃棄済みである。

③の文書は、その性質からして記者会見終了以降、事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要がないため、短期保有文書として隨時廃棄しており、すでに廃棄済みである。

したがって、最高裁判所には、本件開示申出文書は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年8月7日 濟み
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 令和6年1月19日 審議
- ⑤ 同年2月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 司法行政文書については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1の定めにより、職員は、司法行政文書の整理を行わなければならないが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないもの（以下

「短期保有文書」という。)については、その対象から除外されている。また、同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長依命通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2(5)は、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている。

2 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書に該当する可能性がある文書としては、①記者会見の日時・場所等を記載した文書、②取材の集合時間・注意事項等を記載した文書、③記者会見における想定問答、④配布資料があり、いずれも短期保有文書として隨時廃棄され、本件開示申出の時点において存在しないと説明している。

当該説明につき、当委員会庶務を通じて確認したところ、上記最高裁判所事務総長の説明のとおり、本件開示申出文書はいずれも本件開示申出前に廃棄されたものと認められた。

したがって、本件開示申出時点において、最高裁判所は本件開示申出文書を保有していないかったものと認められる。

3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子